

# 太陽光発電施設の設置許可基準ガイドライン作成業務仕様書

## 1 業務名

太陽光発電施設の設置許可基準ガイドライン作成業務

## 2 業務の期間

契約締結日から令和6年12月27日（金）まで

## 3 業務の目的

太陽光発電施設の導入は、再生可能エネルギーの普及に向けた有効策である一方、安全性確保や環境保全などについて県民から不安の声が出ているケースもあることから、本県では、「岡山県太陽光発電施設の安全な導入を促進する条例」（以下「条例」という。）を制定し、県民の不安を解消し、安全で安心な生活の確保に配慮した太陽光発電施設の普及及び拡大を目指しているところである。

条例では、設置禁止区域及び設置に適さない区域を設定し、当該区域への太陽光発電施設設置の原則禁止又は区域外誘導を行っているが、例外的に当該区域に設置しようとする事業者には、告示で定める「設置禁止区域における太陽光発電施設の設置の許可の基準」（以下「設置許可基準」という。）を満たすことを求め、知事による許可又は届出を要することとしている。

現在、設置許可基準には具体的な数値基準を設けていないが、設置許可基準を満たすために最低限取るべき対策と安全基準を数値等で示すことにより、条例の円滑な運用を図ることを目的とする。

## 4 条例の概要

### （1）設置禁止区域

- ・砂防指定地（砂防法第2条・岡山県砂防指定地等管理条例第2条第1項）
- ・地すべり防止区域（地すべり等防止法第3条第1項）
- ・急傾斜地崩壊危険区域（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項）
- ・土砂災害特別警戒区域（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第9条第1項）

設置禁止区域内においては、太陽光発電施設を設置してはならない。ただし、知事が設置許可基準に該当すると認め、設置許可をしたものはこの限りではない。（条例第5条第1項及び第2項）

### （2）設置に適さない区域

- ・土砂災害警戒区域（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条第1項）

設置に適さない区域内において太陽光発電施設を設置しようとする者は、当該太陽光発電施設が設置許可基準を満たすものとなるよう、自ら必要な措置を講じなければならない。

また、設置に適さない区域内において、発電出力が50kW以上の太陽光発電施設を設置する者は、工事に着手する60日前までに、上記措置の内容等を知事に届け出なければならない。（条例第6条第1項及び第2項）

### （3）設置許可基準

条例第5条第2項の知事が定める基準は、次のとおりとする。

- 一 太陽光発電施設の設置により、設置禁止区域において想定される土砂災害の発生を助長するおそれがないことが明らかであると認められること。
- 二 次のいずれかを満たすと認められること。
  - イ 太陽光発電施設の構造等から、設置禁止区域において想定される土砂災害による当該太陽光発電施設の損壊等のおそれがないことが明らかであること。
  - ロ 設置禁止区域において想定される土砂災害による太陽光発電施設の損壊等が生じた場合においても、太陽光発電事業を行う土地の区域が人家、学校、道路等から離れている等の理由により、人的被害、建物被害、避難経路の遮断、避難施設等への被害のおそれがないことが明らかであること。

### （4）その他参考資料

条例リーフレット

条例運用マニュアル 等

いずれも、岡山県のホームページに掲載しているので、参照のこと。

<https://www.pref.okayama.jp/page/619095.html>

## 5 業務の内容

設置禁止区域や設置に適さない区域への設置は、設置許可基準に基づき、土砂災害の発生を助長する恐れがないか等について、慎重に判断しなければならない。その判断にあたっては、当該区域の土地の形状や土質、勾配など個別の事情に応じて、太陽光発電施設ごとに個々に判断する必要がある。

本業務では、そうした一件審査を基本としながらも、共通して最低限必要とする基準をガイドラインとして示し、その基準を満たした太陽光発電施設を、別途個別に審査していくためのものである。

なお、本業務で作成する基準は、資源エネルギー庁の「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」や、関係省庁申合せによる「太陽光発電設備の開発許可等の基準や運用の考え方について」等の他、電気事業法、森林法、宅地造成及び特定盛土等規制法、砂防法、地すべり等防止法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、環境影響評価法、岡山県県土保全条例等、土地開発や環境保全に係る関係法令等を基として設定

することを基本と考えている。

具体的な業務内容は、次のとおりとする。

(1) 国事例収集・整理

資源エネルギー庁の「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」や、再生可能エネルギー発電設備の適正な導入及び管理のあり方に関する検討会、再生可能エネルギー長期電源化・地域共生ワーキンググループ等における議論等のうち、本業務による基準に関連すると考えられる情報を収集・整理し、基準案検討に向けた資料を作成する。

(2) 他都道府県事例収集・整理

他都道府県において、同様の基準等が作成されている場合、それらの情報を収集・整理し、基準案検討に向けた資料を作成する。

(3) 関係法令等の収集・整理

林地法、環境影響評価法、砂防法、岡山県県土保全条例など土地開発や環境保全に関する関係法令やそれらの基準等から、本業務による基準に関連すると考えられる情報を収集・整理し、基準案検討に向けた資料を作成する。

(4) 基準案の作成

上記(1)から(3)で収集・整理した情報を基に、本業務による基準に必要な項目を整理した上で、ガイドラインに記載する基準案を作成する。

(5) 基準案に対する意見等を踏まえての検討

上記(4)で作成した基準案に関し県庁関係課や有識者等から提出された意見等について、基準案への反映・修正等の検討を行う。検討にあたっては、県と協議しながら行うものとする。

※基準案の、県庁関係課や有識者への意見照会は県において行う（本業務の対象外）。

※県庁関係課や有識者等からの意見提出と、それによる基準案への反映・修正の検討は複数回になる可能性がある。

(6) ガイドラインの作成

上記(5)を踏まえ、確定した基準及びその解説を記したガイドラインを作成する。

## 6 成果物

作成したガイドライン 3部

本業務に係る報告資料（打合せ協議録、作成資料等） 1部

上記電子データ（編集可能な形式とすること。）

※本業務における成果物は、全て県に帰属するものとし、受託者は県の許可なく他に公表、貸与又は使用してはならない。

## 7 契約不適合責任

本業務が完了した後でも本契約の内容に適合しない（以下「契約不適合」という。）ときは、県は受託者に対して相当の期間を定めて催告し、その契約不適合の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完をさせることができる。

県が契約不適合に関し履行の追完を請求するに当たっては、その契約不適合の事実を知った時から1年以内に受託者に通知する。ただし、当該契約不適合が県の指示によって生じた場合は除く（ただし、受託者がその指示が不相当であることを知りながら、又は過失により知らずに告げなかったときはこの限りでない。）。

受託者が期間内に履行の追完をしないときは、受託者の負担にて第三者に履行の追完をさせ、又は契約不適合の程度に応じて受託者に対する対価の減額を請求することができる。ただし、履行の追完が不能であるとき、受託者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき、本契約の履行期限内に履行の追完がなされず本契約の目的を達することができないとき、そのほか催告をしても受託者が履行の追完を行う見込みがないことが明らかであるときは、県は催告をすることなく、受託者の負担において直ちに第三者に履行の追完をさせ、又は対価の減額を請求することができる。

## 8 留意事項

- (1) 本仕様書に記載のない事項及び本業務遂行に当たり疑義が生じた場合には、必ず県との協議により定めるものとする。
- (2) 受託者は、本業務で知り得た事項及び情報等を、履行期間終了後も含めて他に漏らしてはならない。
- (3) 受託者は業務を実施するに当たり、事業を一括して第三者に委託することはできない。ただし、事業を効率的に行う上で必要と認めるときは、あらかじめ県の承諾を得た上で、その一部を再委託することができるものとする。また、受託者が他団体と連携して業務を実施する場合は、あらかじめ役割分担等を記載した資料を作成し、県と協議するものとする。